

第R2-145号
令和3年1月14日

徳島県板野郡北島町高房字勝端境36番地1
株式会社アルファード
代表取締役 七條 政利 様

高松市長 大西秀人



開発行為 許可 不許可 通知書

令和2年12月24日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・重力式擁壁①～⑥から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は3.5kN/m²以下とすること。
- ・L型擁壁①の載荷重は10.0kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市川島本町 字田中

18番1、34番1

(実測地積) 1,593.09m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることができません）。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。